

平成14年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成14年4月1日
公正取引委員会

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。

2 事後評価の対象となる施策等

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象とする施策等

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象とする施策等は以下のとおりとする。

ア 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用

独占禁止法違反行為に対する措置

イ 経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備、規制改革の推進

(ア) 電気通信事業分野のガイドライン作成

(イ) 下請取引における電磁的記録の提供に係る法制の周知

(ウ) インターネット等に係る景品表示法上の問題の検討等

ウ 公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止

(ア) 法制度の在り方の見直し・検討

(イ) 法運用指針等の策定

電気通信事業分野のガイドライン作成〔再掲〕

(2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象とする施策等

法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象とする施策等は該当がない。

(3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象とする施策等

法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象とする施策等は該当がない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象となる施策等については、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする。(施策ごとの計画内容は別紙参照)

(1) 評価対象施策等

(2) 担当課等

評価対象政策を所管する課等が複数にわたるときは、取りまとめ課等を記す。

(3) 施策の目的・目標

(4) 施策の具体的内容

施策の趣旨、関連する法制等を記す。

(5) 評価の実施時期

評価対象期間終了後、評価作業を行い、結果を公表する予定時期を記す。

(6) 評価対象期間

(7) 評価の方法

公正取引委員会が政策評価を実施するに当たっては、政策の「必要性」、「有効性」、「効率性」といった観点から行うこととし、政策の性質によっては、「公平性」の観点から行うこととする。また、必要に応じ、これらの観点からの評価を踏まえた「優先性」の観点からの評価を行うこととする。

ア 評価の方式(実績評価、総合評価、事業評価の別)

イ 指標・分析の方法

ウ 学識経験者の知見の活用に関する事項等

学識経験者の知見の活用にあたっては、評価の対象とする政策の性質、評価の内容等に応じて次のような方法を採用のものとする。

(ア) 学識経験者からの意見聴取

(イ) 学識経験者により構成される研究会等の開催

(ウ) 外部研究機関の活用

ア 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用

<p>(評価対象政策) 独占禁止法違反行為に対する措置</p>	<p>(担当課等) 審査局管理企画課</p>
<p>(政策の目的・目標) 独占禁止法に違反するカルテル，談合や不公正な取引方法に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	
<p>(政策の具体的内容) 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い，違反事実が認められた場合には，違反行為の排除のために必要な措置を講ずる。また，価格カルテル，入札談合等については，課徴金の納付を命ずる。</p>	
<p>(評価の実施時期) 平成14年4月</p>	<p>(評価対象期間) 平成13年度</p>
<p>(評価の方法)</p> <p>【<u>実績評価</u> / 総合評価】</p> <p>【指標・分析の方法】 事件処理について，その内容等を検証し，単年度ごとに定性的に実績を評価する。</p>	

ア 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用

<p>(評価対象政策) 独占禁止法違反行為に対する措置</p>	<p>(担当課等) 審査局管理企画課</p>
<p>(政策の目的・目標) 独占禁止法に違反するカルテル，談合や不公正な取引方法に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	
<p>(政策の具体的内容) 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い，違反事実が認められた場合には，違反行為の排除のために必要な措置を講ずる。また，価格カルテル，入札談合等については，課徴金の納付を命ずる。</p>	
<p>(評価の実施時期) 平成16年4月</p>	<p>(評価対象期間) 平成13年度～14年度</p>
<p>(評価の方法)</p> <p>【実績評価 / <u>総合評価</u>】</p> <p>【指標・分析の方法】 排除措置の経済的效果を測定・検証することにより，上記目標がどれだけ達成されたか，総合的に評価する。 評価に当たっては，代表的な事件を取り上げ，例えば，下例のように事件に対する法的措置の経済効果について分析することとする。</p> <p>(例)</p> <p>入札談合・カルテル事件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 排除措置後の違反行為の対象となった商品・役務の価格・供給量等の動向 <p>市場参入阻害・競争者排除事件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 排除措置後の新規事業者等の参入状況等 <p>【第三者の知見の活用】 上記経済効果の測定方法について，外部研究機関等の活用を行うほか，適宜，学識経験者から意見聴取を行う。</p>	

イ 経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備，規制改革の推進

<p>(評価対象政策) (ア) 電気通信事業分野のガイドライン作成</p>	<p>(担当課等) 経済取引局調整課</p>
<p>(政策の目的・目標) 電気通信事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止する等により，電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進。</p>	
<p>(政策の具体的内容) 電気通信サービスを行う上で不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など，独占禁止法上問題となる具体的事例を示したガイドラインを策定・公表する。</p>	
<p>(評価の実施時期) 平成15年4月</p>	<p>(評価対象期間) 平成13年度～14年度</p>
<p>(評価の方法)</p> <p>【実績評価 / <u>総合評価</u>】</p> <p>【指標・分析の方法】 事業者，事業者団体による同ガイドラインに係るコンプライアンスプログラムの取組状況を見るほか，同ガイドラインに係る評価についての事業者に対するヒアリング等の調査を行うことにより総合的に評価する。</p>	

イ 経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備，規制改革の推進

<p>(評価対象政策) (1) 下請取引における電磁的記録の提供に係る法制の周知</p>	<p>(担当課等) 経済取引局取引部企業取引課</p>
<p>(政策の目的・目標) 下請法の趣旨に沿った適正な電子受発注の推進</p>	
<p>(政策の具体的内容) 下請法の改正(平成13年4月施行)によって，下請法の適用を受ける取引において電子受発注ができることが明確化された。 このため，親事業者と下請事業者の間において電子受発注が下請法の趣旨に沿った形で行われるとともに，電子受発注に伴って下請事業者の利益を不当に害するなど下請法の趣旨に反する行為が行われないようにするため，「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」を作成・公表し，関係団体に対し周知徹底を図る。</p>	
<p>(評価の実施時期) 平成15年3月</p>	<p>(評価対象期間) 平成13年度</p>
<p>(評価の方法) 【実績評価】/総合評価】 【指標・分析の方法】 上記の下請法改正法及び「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」の周知・啓蒙等の施策の実施状況(送付先の件数，説明会の開催状況等)について，下請取引における電子受発注の実態等を踏まえて，実績を評価する。</p>	

イ 経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備，規制改革の推進

<p>(評価対象政策) (ウ) インターネット等に係る景表法上の問題の検討等</p>	<p>(担当課等) 経済取引局取引部消費者取引課</p>
<p>(政策の目的・目標) 公正取引委員会の考え方等の公表や公正競争規約の活用を通じて，インターネット取引のうち，特に対消費者電子商取引（B to C取引）における広告表示の適正化を図る。</p>	
<p>(政策の具体的内容) B to C取引における消費者保護又は景品表示法の観点から，問題となり得る広告・表示問題についての実態を把握し，必要に応じ景表法の考え方等を公表する。 的確な実態把握のため，定期的かつ集中的な監視調査の実施，消費者モニター制度等の活用，消費者団体，国民生活センター，J A R O等，関連団体との情報交換を積極的に行っていく。 上記に掲げる実態調査等によって顕在化する問題点の把握に努めるとともに，広くB to C取引における取引慣行のあり方についての意見聴取を行い，公正取引委員会の考え方の一層の明確化を図るとともに，事業者等からの相談・回答事例の公表により，その広報に努めるなど，効果的な方法を採用することとする。</p>	
<p>(評価の実施時期) 平成15年3月</p>	<p>(評価対象期間) 平成13年度</p>
<p>(評価の方法)</p> <p>【実績評価 / 総合評価】</p> <p>【指標・分析の方法】 評価対象期間に行った景表法上の考え方等について，B to C取引における広告・表示の実態や事業者又は消費者からの相談内容を基に総合的に評価する。</p> <p>【第三者の知見の活用】 公正競争規約等の活用を通じたインターネット上の適正表示に係る施策の評価については，消費者モニター等へのアンケート調査等を行うことにより，実施する。</p>	

ウ 公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化，独占禁止法等の違反行為の未然防止

<p>(評価対象政策) (ア) 法制度の在り方の見直し・検討</p>	<p>(担当課等) 経済取引局総務課，企業結合課</p>
<p>(政策の目的・目標) 経済活動の基本ルールである独占禁止法を，最近の経済活動のグローバル化の進展等による著しい経済・社会構造の変化等を一層踏まえたものとする。</p>	
<p>(政策の具体的内容) 独占禁止法は，昭和22年制定後既に半世紀を過ぎ，この間，我が国の経済・社会構造は大きく変化してきたが，特に最近は，経済活動のグローバル化の進展等によりその変化は著しいものとなっており，経済活動の基本ルールである独占禁止法を可能な限りこのような経済・社会構造の変化や世の中のニーズを踏まえたものとする観点から，平成9年の独占禁止法改正法附則等に基づく一般集中規制の見直し及び手続規定等の見直しについて検討を行う。</p>	
<p>(評価の実施時期) 平成15年3月</p>	<p>(評価対象期間) 平成13年度</p>
<p>(評価の方法)</p> <p>【実績評価】/ 総合評価】</p> <p>【指標・分析の方法】 一般集中規制及び手続規定等についての検討作業について実績を評価する。</p>	